免許番号 共第111号

漁場の位置 淡路市浦川から大磯川に至る間の地先

漁場の区域
次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

域を除く。

点の位置

A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡

B 淡路市浦川尻左岸(北緯34度32.19分、東経134度59.65分)

C 淡路市大磯川尻左岸(北緯34度33.40分、東経135度00.46分)

D 淡路市大磯埋立地北東角(北緯34度33,29分、東経135度00,33分)

E 淡路市大磯24番地地先大磯埋立基杭(大磯北埋立地南東角から北東へ40メートルの点) (北緯34度33.05分、東経135度00.12分)

F 淡路市大磯港淡路フェリー大磯灯台跡中心点(北緯34度33.01分、東経135度0.10分)

G 淡路市浜埋立地南東角(北緯34度32.73分、東経134度59.82分)

ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点

イ アから92度1,000メートルの点

ウ アから92度1.300メートルの点

エ Cから109度1,300メートルの点

(北緯34度33.17分、東経135度01.27分)

オ Dから87度73メートルの点

(北緯34度33.29分、東経135度00.37分)

カ オから348度の線と最大高潮時海岸線との交点 (北緯34度33.33分、東経135度00.36分)

キ Eから127度38.6メートルの点

(北緯34度33.04分、東経135度00.14分)

ク Fから146度77メートルの点

(北緯34度32.94分、東経135度00.12分)

ケ Fから234度94メートルの点

(北緯34度32.94分、東経135度00.04分)

コ Gから144度52メートルの点

(北緯34度32.71分、東経134度59.84分)

サ コから282度の線と最大高潮時海岸線との交点 (北緯34度32.73分、東経134度59.73分)

令和5年9月1日 免許

共第111号

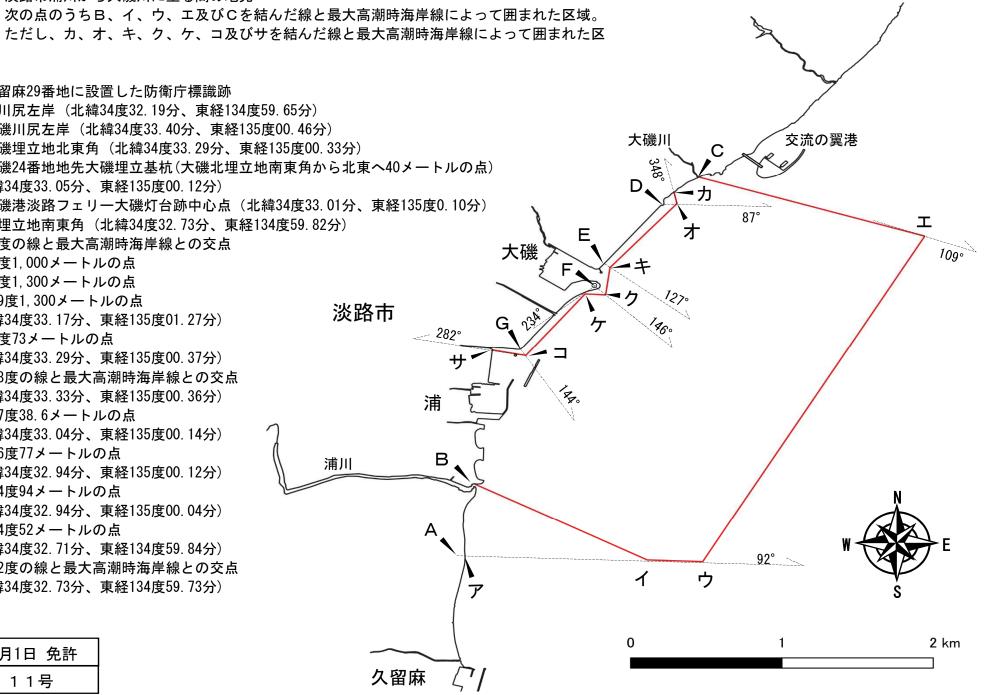


表							表示					
示番	漁	漁場 別紙 漁場図のとおり		図のとおり	,	免許年月日	令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		
号	泊	漁業の種類 主な		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁	な漁獲物		漁業時期	制限又は条件
1		いそ刺網 ²			1月1日から12月31日 まで							
海	区	兵庫	車県瀬	戸内海海区	免許番号		共第111号		摘	要		

免許	番号	共第111号			摘要							
				共	有	漁	業	権	事	項		
順位番号	持分	事	項		順位番号	持分		事	項		備	考
	1	淡路市久留麻2205香森漁業協同組合 淡路市仮屋112番地 仮屋漁業協同組合										

			漁業権区	漁 業 権 区				
表示番号	表示	順位番号		順位 番号				
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市久留麻2205番地の5 森漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日					
	〒和3年9月1日		行和3年9月1日 					